



<p>条件付採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。</li> <li>・ また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。</li> <li>・ その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。</p> <p>《 服務規律の一例 》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用失墜行為の禁止(第 33 条)</li> <li>・ 秘密を守る義務(第 34 条)</li> <li>・ 職務に専念する義務(第 35 条)</li> </ul> <p>受動喫煙対策 敷地内禁煙</p>